

平成 29 年度消費生活センター関連予算

○ 29 年度当初予算額

(単位:千円)

		平成 29 年度	平成 28 年度	備 考
当初予算額		516,082	501,212	
内 訳	一般財源	129,071	130,140	一部大阪市負担分を含む
	消費者庁 基金・交付金	386,264	369,849	
	大阪府	(98,607)	(118,720)	消費生活C以外の所属分を含む
	市町村	(287,657)	(251,129)	
	日銀 金融普及啓発費	747	1,223	

※利子を除く

○平成 29 年度施策実施に係る重要な視点と主な取組

1. 特性等に配慮した的確な情報提供・啓発及び相談体制の充実・強化等

高齢者、障がい者、若者など特に配慮を要する消費者の被害の未然防止、拡大防止のため、庁内関係各課等との連携を図り、適切な情報提供等を実施

○高齢者等の消費者トラブル未然防止事業

- ・府政だよりでの啓発記事掲載 【29予算 15,000千円】 ㉔284万部発行
- ・高齢者の見守り体制の構築 【29予算 10,781千円】
 - *見守り者向け講座 ㉔20回開催、見守りボランティアの養成講座等 ㉔5回開催
 - *地域での高齢者等の集まりへの講師派遣 ㉔173回
 - *福祉部と連携した見守り強化㉔コンビニチェーン4社約3,000店舗に見守りハンドブック配布
 - ***新**大阪府警察と連携した見守り強化
- ・大阪府警察が実施する被害防止啓発はがき郵送事業への協力 【29予算 1,933千円】
 - ㉔郵送件数 約30,000件

○若者向け消費者トラブル未然防止事業 【29予算 3,487千円】

- ・若者向けホームページの運営・管理・**新**サイトリニューアル
- 新**スマートフォン向けサイトの開設

○視覚障がい者向け点字刊行物作成 【29予算 719千円】

- ・生活情報誌「くらしすと」の点字刊行物作成 ㉔年4回発行

2. 消費者教育の充実・強化

庁内関係各課の連携を強化し、協力して、多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育を推進

○消費者問題への関心を高めるイベント等の実施、消費者教育・啓発の機会の提供、啓発資料等の作成等

- ・府市共同発行生活情報誌「くらしすと」の発行 【29予算 3,400千円】
 - ㉔年4回発行30,000部/回
- ・大阪府・市共催講演会 【29予算 414千円】 ㉔1回開催
- ・高校生期における消費者教育
 - *高校生による高校生への消費者教育 【29予算 4,110千円】 ㉔10校実施
 - ***新**消費者教育教材の活用推進 【29予算 3,372千円】
 - ※教育委員会と連携して、「大阪府消費者教育推進モデル校」を指定し、昨年度作成した「高

校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』を活用したモデル事業の実施、教員向け研修の実施、実践集の作成。

- ・大学生期における消費者教育 【29予算 3,148 千円】
（リーダー養成研修、大学生による消費者啓発、ボランティア活動の実施、学生間交流・検討会の実施）28消費者教育学生リーダー認定数 21 人
- ・消費者フェアの開催（啓発イベント、消費者団体による発表ほか）【29予算 6,353 千円】
28参加者数 2,692 人
- ・消費者教育講師派遣 【29予算 1,752 千円】
地域、学校（学生）における消費者グループの自主学習を支援 2820 回実施

○消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用

- ・教職員等への研修 【28予算 1,691 千円】 2821 回実施

3. 各主体の役割分担に応じた取組と連携

府は、府域の中核的センターとしての専門性・広域性を発揮し、市町村支援事業等の強化を図り、高度化・巧妙化する消費者被害への府域全体における対応力を高める

○消費生活相談及び苦情処理

- ・**新**中核的センター機能充実強化研修 【29予算 1,278 千円】
- ・苦情相談、技術相談、商品テスト 【29予算 50,859 千円】

○市町村の相談窓口強化（市町村への支援）

- ・市町村消費生活行政職員等研修 【29予算 183 千円】 283 回実施 受講者 102 名
- ・**新**府内市町村相談員総括者研修 【29予算 5,149 千円】
- ・弁護士による法律相談の実施
【29予算 389 千円】 28：15 回 21 事例（うち、緊急相談 12 回 12 事例）
- ・共同事例研究会 <大阪弁護士会と共同で実施：予算措置なし> 28：11 回 11 事例
- ・消費生活相談窓口職員専用ウェブサイトの運用 【29予算 3,213 千円】
- ・商品テスト事例研究会【29予算 203 千円】

4. 法令等に基づく事業者指導等

法令、条例に基づく悪質な事業者に対する厳正な取締り等を実施

○特定商取引に関する法律や消費者保護条例に違反する不当な取引行為を行う悪質事業者に対する行政処分・指導等の実施 28なし

○景品表示法に違反する不当な景品類の提供や表示を行う事業者に対する措置命令・指導等の実施
法改正により H26.12.1 より措置命令権、合理的根拠提出要求権等が都道府県知事に委任された。

28：文書指導 0 件、口頭指導 7 件

○事業者に対する法令等の説明会の開催、イベント等における講演会の実施

28：特商法説明会 2 回、延べ参加事業者数 151 人、景表法説明会 1 回、延べ参加事業者数 168 人